令和８年１月 16 日 令和７年度第１回習志野市文化財審議会資料
資料 3-1　習志野市文化振興計画パブリックコメント案（文化財部分抜粋）

第２次習志野市文化振興計画

（案）＝文化財部分抜粋版＝

（令和8（2026）年度～令和15（2033）年度）

令和7年10月版

習志野市教育委員会

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「習志野市文化振興計画」は本市の文化振興に関する包括的な計画です。本市が培ってきた文化を大事にし、市民ニーズに対応しながら市民の想像力と感性を育み、心豊かなまちを形成することを目指すものです。文化に係る将来像とその実現のために必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで5年間を第1次の計画期間として策定しました。

この間、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により各種イベントの延期・中止が相次いだ他、施設が休館となる等、文化・芸術の分野においても多大なる影響がありました。市民にとっては、鑑賞機会や文化活動への参加機会が減少することとなり、本計画の掲げる「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現する上で少なからず支障があったものと考えます。

コロナ禍により、文化・芸術が果たす役割が再認識される中、新しい生活様式に沿った文化・芸術活動として、インターネット配信や VR 技術等デジタル技術を活用した取り組みが急速に普及、定着しました。

その一方、実際に文化を体験することの価値があらためて見直されることとなりました。同じ空間で演者や作品と向き合い、観客同士で感情を共有する体験は、オンラインでは得がたい深い感動と記憶を生み出します。実際の体験だからこそ感じられる臨場感や偶然性、空気感は、人と人との交流を生み、人と文化を強く結びつける力を持っています。

そうした中で、本市では、昭和53(1978)年の開館より40年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが、老朽化のため令和4(2022)年度末を以て長期休館となりました。同ホールは、市民が直に舞台芸術を鑑賞できる貴重な施設として重要な役割を果たしてきました。その長期休館により、文化芸術の直接体験の場が一時的に失われたことは、大きな課題となっています。

以上を鑑み、市民アンケートや文化団体とのヒアリング等を通じて、第1次計画期間(令和3(2021)～7(2025)年度)の取り組みと、総合指標の達成度等を確認し、本市の文化及び文化施策の現状や課題を明確にし、より多くの市民がさらに文化に親しみ心豊かに暮らせるよう、本第2次計画を策定するものです。

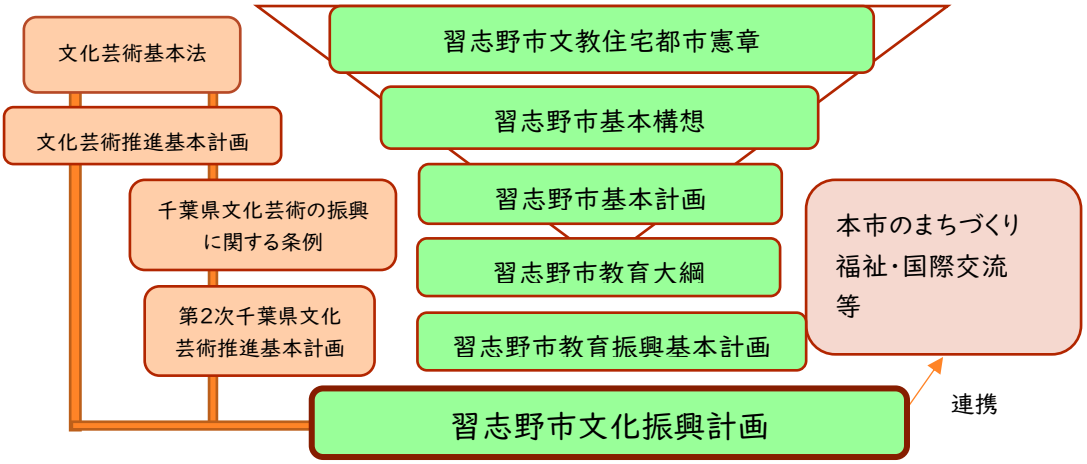
2 計画期間(第2次)

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和 15(2033)年度までの8年間とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「文化芸術基本法」の第7条の2の規定により市町村が策定するよう努めるものとされている計画であり、同法の規定に基づき、国の「第2期文化芸術推進基本計画」や千葉県の「第2次千葉県文化芸術推進基本計画」の内容等を踏まえ、策定します。

市の計画では、習志野市基本構想における将来都市像である「多彩で豊かな交流が広がるまち習志野」を実現するための各種施策をまとめた習志野市前期基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）や習志野市教育振興基本計画（令和8（2026）～15（2033）年度）の文化芸術施策に関する個別計画とし、さらに、まちづくり、福祉、国際交流等の各関連分野も踏まえた内容とします。



4 本計画における文化の捉え方

本計画において「文化」とは、「文化芸術基本法」及び「千葉県文化芸術の振興に関する条例」で定義する文化の範囲に加え、本市の自然や歴史等を背景として育まれたものを含めます。

また、本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化」及び「国民娯楽」のうち伝統的なもの、「文化財等」及び「地域における文化芸術」とします。

なお、最新の電子機器等を用いた発信手段も含みます。

■文化芸術基本法及び千葉県文化芸術の振興に関する条例の文化の範囲

ジャンル	内　　容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く）
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽

出版物等 	出版物等
文化財等 	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術 	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能

※34ページ以降の取り組み内容に上記文化のジャンルのロゴが標記されています。

※すべてのジャンルが当てはまる場合は  が示されています。

第2章　習志野市の文化を取り巻く動向

Ⅰ　社会・経済情勢、国・県の文化振興施策の動向

（1）社会・経済情勢

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性、コミュニケーション能力等、人間にとって重要な資質を形成するものです。また、共に生きる社会基盤の形成や新たな需要を生み出す質の高い経済活動を実現するものです。さらには、国際化が進展する中にあって、異文化に親しむと共に自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものです。人口減少や少子高齢化が進展する中、文化芸術の持つこれらの意義が十分に発揮されるよう、我が国では強固な文化力の基盤形成に取り組むことで文化芸術立国の実現に取り組んできました。

また、令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により社会的な行動制限を人々が経験する中で、文化芸術が人々に安らぎと勇気、希望を与えるものとして改めてその価値が認識されるようになりました。

一方で感染拡大を防ぐための新しい生活様式として、非対面・非接触を取り入れることが求められたのをきっかけに、オンラインによる鑑賞・発表・交流といった新しい文化芸術のあり方が生まれデジタル技術を活用した新たな創造・発信・交流のかたちが定着するとともに、対面により味わう文化芸術の価値が改めて認識されるようになりました。

（2）国の動向

「文化芸術基本法」の改正により（旧・文化芸術振興基本法）、年齢・障がいの有無・経済状況・居住地域を問わず誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造できる環境整備と児童生徒への教育の重視が法律に明記され、さらに文化芸術の本質的価値だけでなく社会的・経済的価値をも活かし、観光・まちづくり・福祉・教育・産業等と有機的に連携する政策を推進する初の「文化芸術推進基本計画（第1期）」が策定されました。

加えて「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」とその基本計画によって障害のある人の創造・発表・交流機会の拡充が制度化され、劇場・音楽堂の活性化やバリアフリー・多言語対応等実演芸術施設の整備とも連動した文化芸術振興の包括的体制が整備されました。

さらに、「第２期文化芸術推進基本計画（令和５（2023）年度～令和９（2027）年度）」では、第１期計画の基本的な「中長期目標」を引き継ぎながら、現代の社会課題や環境変化に対応するための新たな重点取り組みを掲げています。

【文化芸術推進基本計画（第2期）における今後の文化芸術施策の目指すべき姿（中長期的目標）】
中長期目標1：文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
中長期目標2：創造的で活力ある社会の形成
中長期目標3：心豊かで多様性のある社会の形成
中長期目標4：持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

【文化芸術推進基本計画（第2期）における重点取組】
●ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
●文化資源の保存と活用の一層の促進
●文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
●多様性を尊重した文化芸術の振興
●文化芸術のグローバル展開の加速
●文化芸術を通じた地方創生の推進
●デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

（3）県の動向

千葉県では、「第2次千葉県文化芸術推進基本計画（令和7（2025）年度～13（2031）年度）」を推進しています。めざす姿を「誰もが文化芸術に親しめる千葉」とし、文化芸術の振興はもとより文化芸術と社会の様々な分野との関わりによる波及効果を重視し、文化芸術を活かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進し県民の誰もが文化芸術に親しみ、心豊かに暮らすことができる活力ある地域社会をつくることを促進しています。

その実現に向けて、「県民が文化芸術に親しむための基盤の整備・充実」、「文化芸術を通じた連携・協働」、「多様な伝統文化の保存・継承・活用」「ちばの強みを生かした文化芸術の創造・発信」を4つの柱としており、その柱に基づいて各施策を展開しています。

2 習志野市の文化の現状

(2) 文化財の保護

本市には、およそ3万年前の昔から人々が暮らしてきた歴史があり、様々な文化が育まれてきました。その中で残され、伝えられてきたのが数多くの文化財です。建造物、史跡、歴史資料、天然記念物、考古資料、祭礼、伝統行事等その種類は多様です。

地域の歴史や文化を理解する上で、文化財は欠くことのできないものですが、経年劣化、災害、開発の進展や生活スタイルの変化等により、常に危機にさらされています。文化財のうち、特に重要なものは下の表のとおり、指定文化財・登録文化財として保護を図ってきています。

文化財の保護においては、その存在を広く周知し、理解を深めてもらうことも重要です。本市の指定文化財のうち、江戸時代の民家である旧大沢家住宅と旧鴇田家住宅は一般公開し、多くの見学者が訪れています。鷺沼城址公園にある古墳時代の鷺沼古墳B号墳箱式石棺は、覆い屋をかけて見学ができるようにしています。その他、現地を訪れることのできる文化財は説明板による解説に努めています。これに加えて、市ホームページ・刊行物による紹介、市庁舎や公共施設等での展示、出前講座等による啓発に取り組んでいます。

さらに、今後予定される(仮称)新総合教育センターの再整備において複合施設の整備により実花公民館の跡施設に歴史資料展示室を開設予定です。歴史資料に関する講座や、文化財等の見学会も想定しています。



藤崎冨士講社の富士塚

■習志野市の指定・登録文化財

分類	名称	種別
千葉県指定文化財	1. 小金原のしし狩り資料 村小旗	有形文化財
	2. 旧大沢家住宅	有形文化財
	3. 旧鴇田家住宅 附 大工手間日記・大工出面書留板・襖引手裏板	有形文化財
	4. 下総三山の七年祭り	無形民俗文化財
	5. 藤崎堀込貝塚	史跡
習志野市指定文化財	1. 実籾3丁目遺跡出土土器	有形文化財
	2. 谷津貝塚出土墨書土器	有形文化財
	3. 谷津貝塚出土瓦塔	有形文化財
	4. 谷津貝塚出土銭貨	有形文化財
	5. 谷津貝塚出土金属製品	有形文化財
	6. ドイツ捕虜関係資料	有形文化財
	7, 海苔養殖用具他一括	民俗文化財
	8. 藤崎冨士講社の富士塚	民俗文化財
	9. 鷺沼古墳B号墳箱式石棺	史跡
	10. 藤崎正福寺大イチョウ	天然記念物
国登録文化財	1. 千葉工業大学通用門(旧鉄道第二連隊表門)	有形文化財
	2. 旧陸軍演習場内圍壁	有形文化財
	3. 廣瀬家住宅 主屋	有形文化財
	4. 廣瀬家住宅 蔵	有形文化財
	5. 廣瀬家住宅 倉庫	有形文化財
	6. 廣瀬家住宅 井戸上屋	有形文化財

(3) 文化活動で利用できる公共施設

本市には、市民が文化活動に取り組める施設として、公民館、生涯学習複合施設プラッツ習志野、図書館の他コミュニティセンター等の自治振興施設があり、多くの市民が利用しています。

④ 歴史資料展示室

従前より市民からの要望が多い歴史資料や郷土資料を展示できる常設施設がなく、埋蔵文化財調査室、市役所展示スペース等で出土品や一部歴史資料を展示する形に留まっていました。

今後、(仮称)新総合教育センターの再整備により移転して東習志野図書館や東習志野コミュニティセンターと共に複合化が予定されている実花公民館跡施設に歴史資料を展示できるスペースを開設し、保存と展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施する予定です。

また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の収蔵場所の確保を検討しています。



実籾3丁目遺跡出土土器



歴史講座

3 習志野市の文化振興の現状と課題

本市では、公民館を拠点として、様々なサークルが文化活動等に取り組み、多くの文化団体が習志野市芸術文化協会に所属しています。音楽分野については、特に小中高校での学校教育や部活動での取り組みに力を入れてきました。また、長期休館中の習志野文化ホールや、公民館等において、市民が文化芸術に触れる機会を創出してきました。

(1) 市民の文化芸術の鑑賞や活動について

令和6(2024)年度文化・スポーツに関する市民アンケート(以下、「市民アンケート」という。)及び令和6年度文化に関する市立小中高生アンケート(以下、「小中高生アンケート」という。)によると、市民の約8割は文化芸術を大切だと感じています。

「文化芸術の鑑賞、活動の状況」については、鑑賞・活動共に過去1年間に経験したと回答した件数は、80代以上を除き令和元(2019)年に実施した前回調査の割合を上回っています。

「文化芸術を鑑賞した市民」は 85.2%と前回調査の 84.8%から 0.4 ポイントの増とほぼ横ばいとなっています。映画・歴史・文学・美術等の順に鑑賞割合が高く、年に複数回鑑賞する市民が多いことから、今後も鑑賞機会の充実を図ることが大切です。

「文化芸術活動に取り組む市民」については前回調査の 23.5%に対し、今回は 26.1%と、2.6 ポイント増加しています。30 代が落ち込んでおり、50 代に向けて上昇しつつ 60 代で若干減少し、その後再び上昇していく傾向があります。鑑賞のみならず、活動についても機会を維持・創出していくことが求められます。

文化芸術の鑑賞や活動に係る情報については、前回の調査同様インターネットや身近な人から入手する市民が多くなっています。一方、広報習志野や市公式 HP・SNS の利用は少なくなっています。このため、市民に伝わりやすい情報発信手法を引き続き検討していくことが重要です。

過去1年間に何も鑑賞していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が 56.5%、続いて「興味のある催し物が少ない」が 51.9%、「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が34.4%となっています。「仕事や生活が忙しく時間がない」が前回調査時と同様最も多く、6.5ポイント増加し、年代別では30代から50代までの層でそれぞれ理由の3割を占め、最も多くなっています。「興味のある催し物が少ない」は20代以下と60代で最も多く、こちらもそれぞれ3割を占めています。一方、3番目となった「自宅のテレビやパソコン等で鑑賞すれば十分だ」が前回から11.4ポイントと大きく上昇しています。このことについてはコロナ禍のステイホームの影響で、パソコンやスマートフォンで動画等を鑑賞する機会が増えたことや IT 化が進み、情報の入手が容易になったことが一因と考えられます。年代別では70代で2割を占め最も多く、30代以下の層でも1割強から2割と比較的多い回答となっています。また、70代では「情報が入手しづらい」が2割程度と、他の年代が1割程度であるのに比べ、多い回答となっています。

過去1年間に何も活動していないと回答した方の理由では、「仕事や生活が忙しく時間がない」が 50.3%と最も多く、続いて「自分が活動することに興味がない」が 26.9%、「興味があるものがない」が 22.0%と、活動しない理由は、前回調査と同じ内容が上位となっています。仕事や生活が忙しい 30 代・40 代、そして60代に対しては文化芸術に触れる機会を新たに創出すること、文化芸術への興味・関心が高まる 50 代に対しては文化芸術を鑑賞・活動する機会づくりを強化すること、高齢で外出が難しい 80 代以上に対しては身近な場所

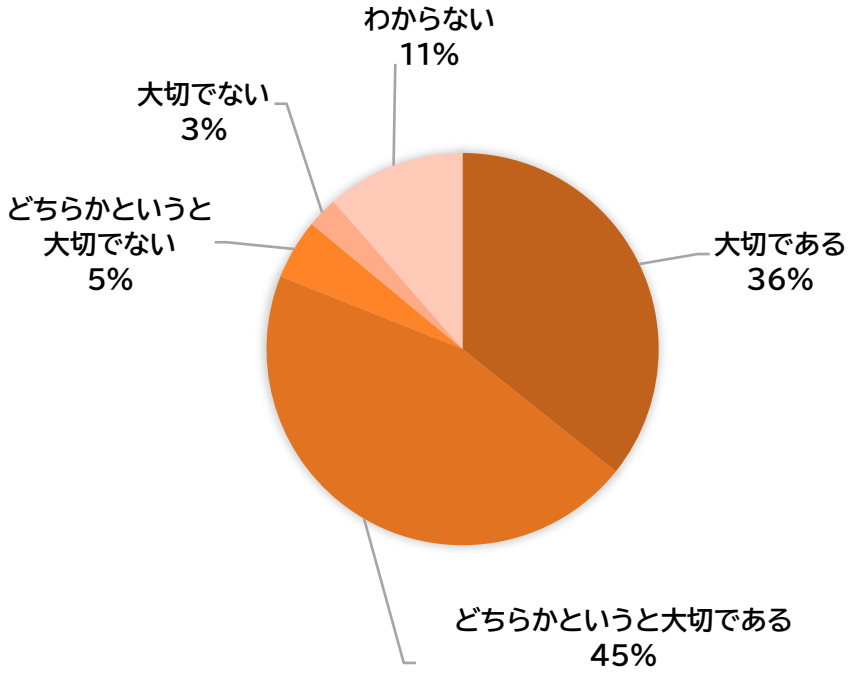
で文化芸術に触れる機会づくりを行うこと等、各ライフステージにおいて文化芸術を鑑賞・活動する機会が分断されない取り組みを進めていくことが大切です。

イベントの認知度と参加・鑑賞経験について、市教育委員会が共催・後援する文化祭、展覧会、コンサート等の行事に関する問いでは、いずれも参加・鑑賞・認知度とも低い傾向にあります。なお、これらの行事を「知っている」と回答した割合を年代別で見ると、どの行事も40代以上から増える傾向にあります。認知度の向上を図ると共に、参加や鑑賞につなげられるような取り組みが必要です。

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、習志野文化ホールが長期休館し、新ホールの建設が待たれる中、「誰も利用しやすいホールや劇場の整備」が47.3%、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」が41.0%と約半数を占めています。

■文化芸術の鑑賞や活動の大切さ

文化芸術の鑑賞や活動の大切さについては、「大切である」または「どちらかというと大切である」と考えている市民が約80%となっています。

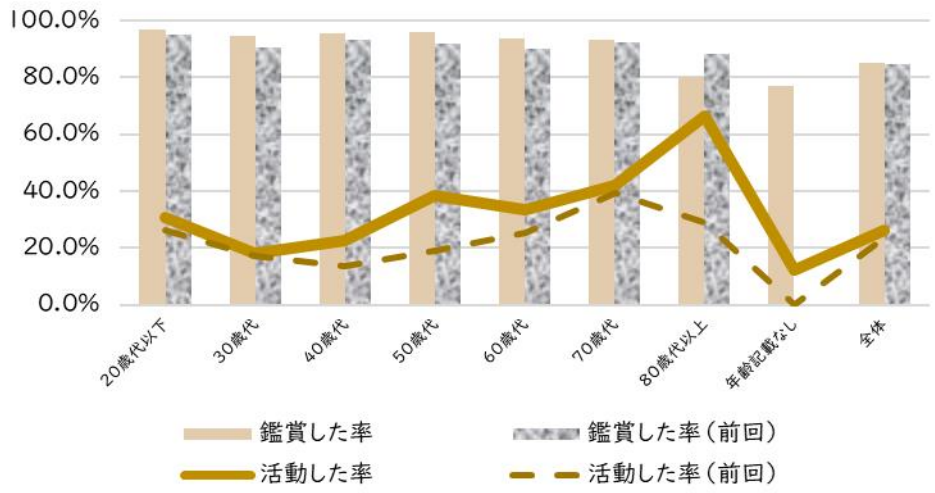


(n=865)

出典：文化スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）

■文化芸術の鑑賞と活動の状況

前回の調査と比較すると、本市市民の文化芸術の鑑賞・活動経験は横ばいまたは微増です。



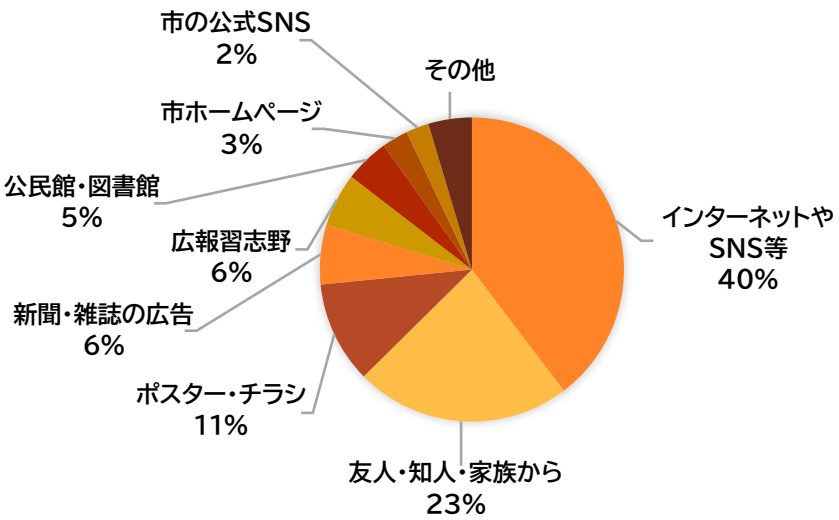
（n= 前回 1,047 今回 886）

出典：文化・スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）

■文化芸術の情報入手先

過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先については、「（市の公式 HP や SNS 以外の）インターネットや SNS 等」や「友人・知人・家族」が多くなっており、「広報習志野」や「市の公式 HP」、「市の公式 SNS」はあまり利用されていません。

■過去1年間に鑑賞した文化芸術の情報入手先**(複数回答)**



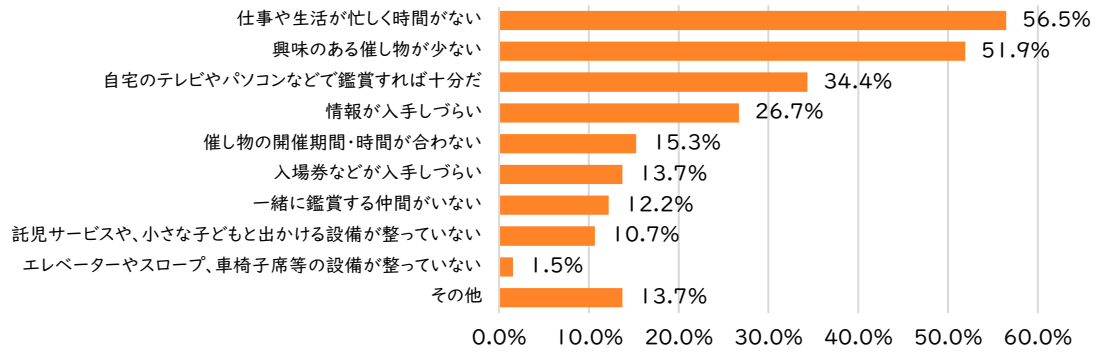
（n=708）

出典：文化・スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）

■鑑賞／活動をしていない理由(複数回答)

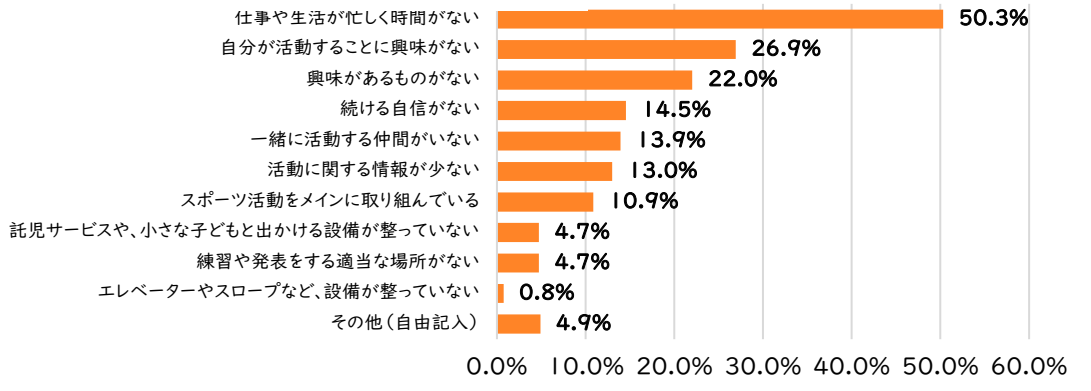
鑑賞や活動をしていない理由としては、「仕事や生活が忙しく時間がない」が最も多くなっています。また、15歳以下のこどもがいる人の鑑賞していない理由としては、「託児サービスや、小さなこどもと出かける設備が整っていない」も上位になっています。

■鑑賞していない理由（複数回答）



（n=131）

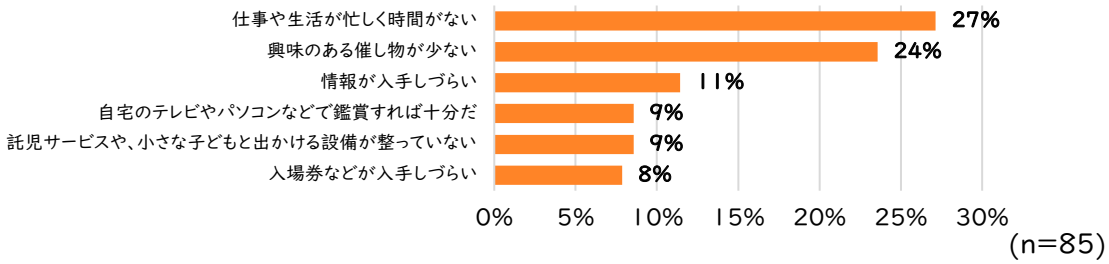
■活動していない理由（複数回答）



（n=654）

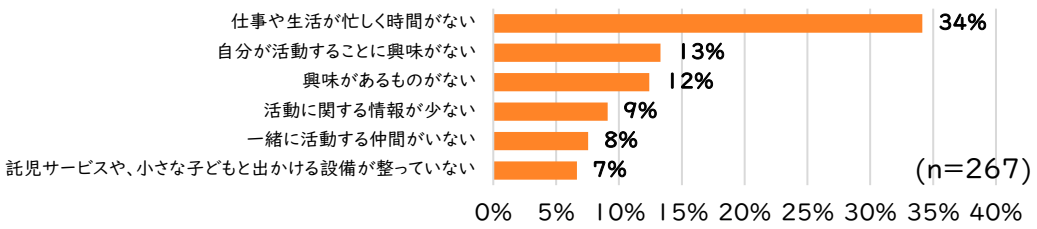
＜こども（15歳以下）がいる人の場合（上位6つ）＞

■鑑賞していない理由（15歳以下のこどもがいる場合上位）



(n=85)

■活動していない理由（15歳以下のこどもがいる場合）

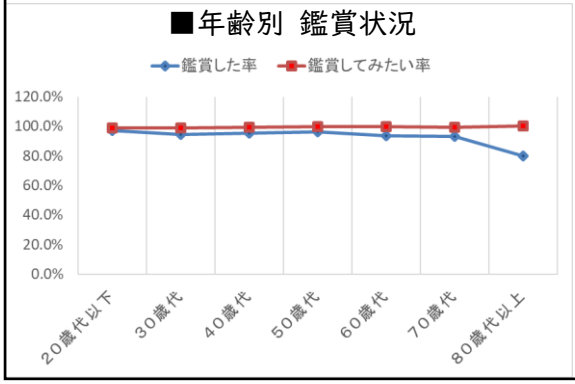


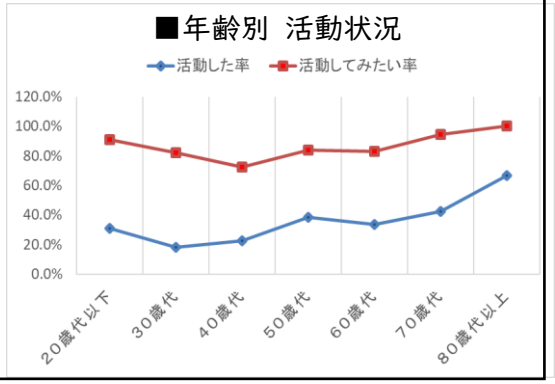
出典：文化・スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）

■年齢別　市民の文化芸術の鑑賞と活動の状況

市民の過去1年間の鑑賞の意欲はどの年代も90%以上で高く推移していますが、80歳代以上については、100%の高い意欲に対し、実際に鑑賞した経験は 80%と意欲と経験に差が出ています。

過去1年間の活動については、30 代が82.3%の割合で活動への意欲があるものの、実際に活動をしているのは 18.3%と意欲と経験に大きな差が生まれています。





出典：文化・スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）　（N=886）

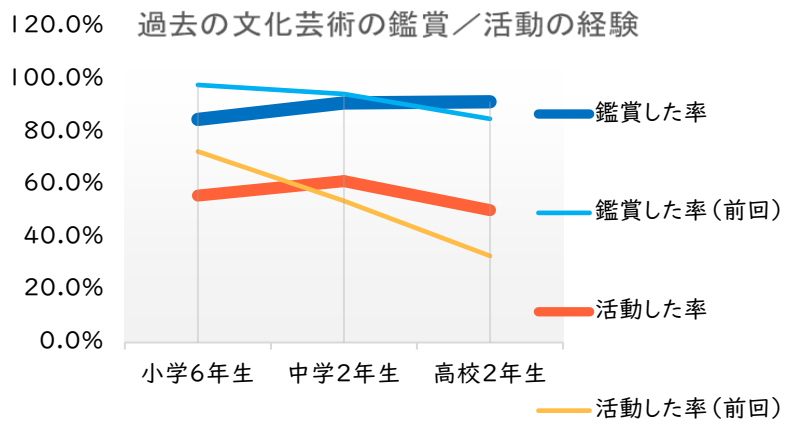
（2）こどもの文化芸術の鑑賞や活動について

過去3年間の文化芸術の鑑賞・活動の経験（学校行事を除く）主体的な経験を尋ねたところ、鑑賞については、小・中学生は前回調査の割合を下回りましたが、高校生は前回調査を上回りました。一方、活動については、小学生以外は前回を上回りました。前回調査では、鑑賞・活動とも学年が上がるにつれ下がる傾向でありましたが、今回は、コロナ禍の時期と重なるため、年代が低い程、行動制限等から受けた影響が大きいことが考えられます。

なお、鑑賞した主なジャンルは「映画」、「クラシックやポップス等の音楽」、「美術」の順に多くなっています。また、活動については「音楽」、「美術」等が多くなっていますが、電子機器を利用した「映像制作」等も上位に入っています。

本市では小中高校において学校教育や部活動を通じて、こどもたちが文化芸術に触れる機会づくりに注力しており、引き続きこどもや若者が文化芸術に触れる機会づくりを継続していくことが大切です。

■こどもの文化芸術の鑑賞と活動の状況



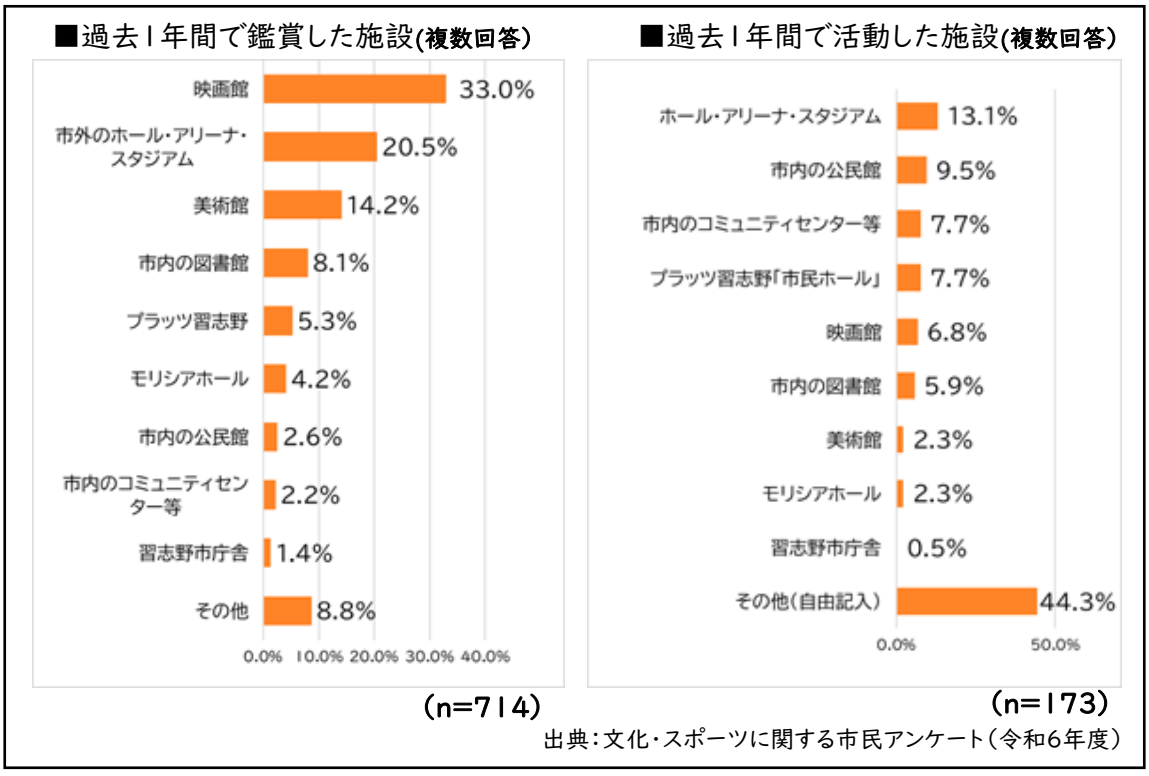
小学生 N=　875
中学生 N=1009
高校生 N=306

出典：文化に関する市立小中高生アンケート（令和6年度）

(3) 鑑賞・活動の場である主な施設等について

市民が鑑賞した施設では映画館、活動した施設ではホール・アリーナ・スタジアムが最も多くなっていますが、本市の公民館や図書館でも、身近に文化に触れるための活動が行われてきました。また、市民ホールでは文化芸術の公演を市民に届けると共に、市民の文化芸術活動の創造・発表の場としても親しまれています。

過去1年間に公民館・図書館を利用した割合の設問では、公民館を「利用した」との回答は約2割、「利用していない」は約7割となっています。一方、図書館を「利用した」との回答は約4割、「利用していない」は約6割となっています。それぞれの施設で「利用していない・わからない」と回答した方に、どのようであれば利用するかを問う設問について、公民館は「気軽に立ち寄れて、自由に集まることのできる場所がある」が 35.1%、「利用方法がわかりやすい」が 29.9%、「興味のある講座、イベント、公演、展覧会等が行われている」が 19.1%と上位となっています。また、図書館では、「読みたい・必要な本、CD や DVD がそろっている 」が 47.3%、「どんな本や CD・DVD 等があるのかインターネット等ですぐにわかる」が 30.2%、「図書館が夜遅くまで開いている」が 30.2%と上位に上がっています。公民館においては、利用しやすい施設が、図書館においては資料の充実が求められています。



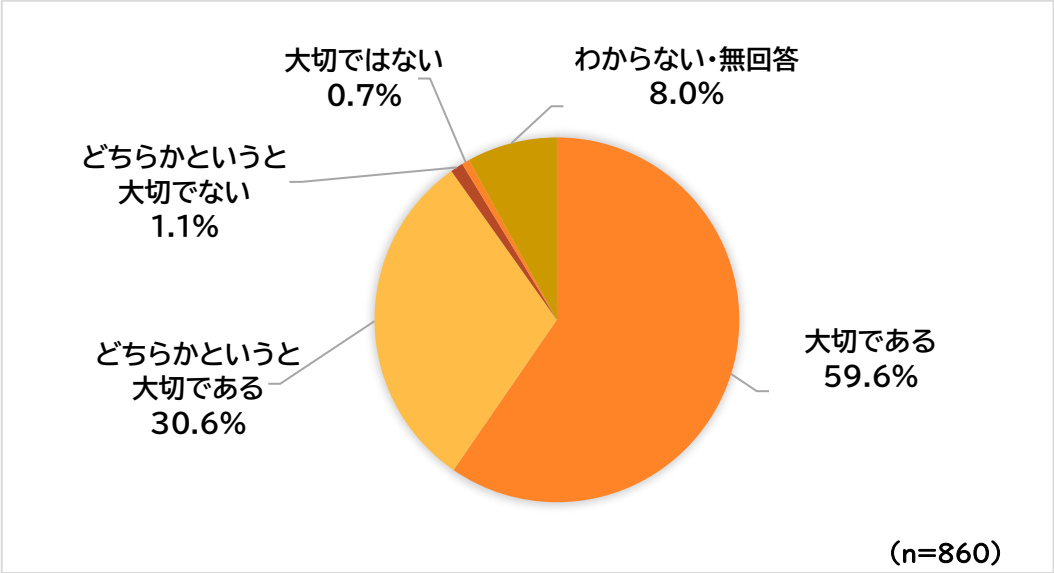
出典：文化・スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）

（4）文化財の保存・活用について

文化財を保存・活用することについては、9割の市民が大切であると認識しています。その理由としては、歴史的事実を伝えるものとしての価値、失うと戻らない唯一性、未来に受け継ぐべきことといった文化財そのものの価値が重視されています。

文化財・歴史的な場所の認知度については、行楽地としての記憶がまだ残っていると考えられる谷津遊園を別とすると、ランドマーク的な場所の認知度が高い傾向がうかがえます。また、関心度は認知度と関連していません。関心度は全般に低く、市民の関心を高める取り組みが重要です。

■文化財を保存・活用することについて



■文化財を保存・活用することが大切だと思う理由

文化財を大切だと思う理由（複数回答）	件数（件）	構成比
歴史的な事実を伝えるものとして価値があるから	618	**77.3%**
失うと二度と戻らない唯一無二のものであるから	497	**62.2%**
昔から伝わってきたもので、未来に受け継ぐべきであるから	392	**49.1%**
地域の魅力につながるから	165	20.7%
観光資源となるから	92	11.5%
文化財を通じて人々の交流が生まれるから	45	5.6%
地域に親しまれているから	35	4.4%
その他（自由記入）	7	0.9%

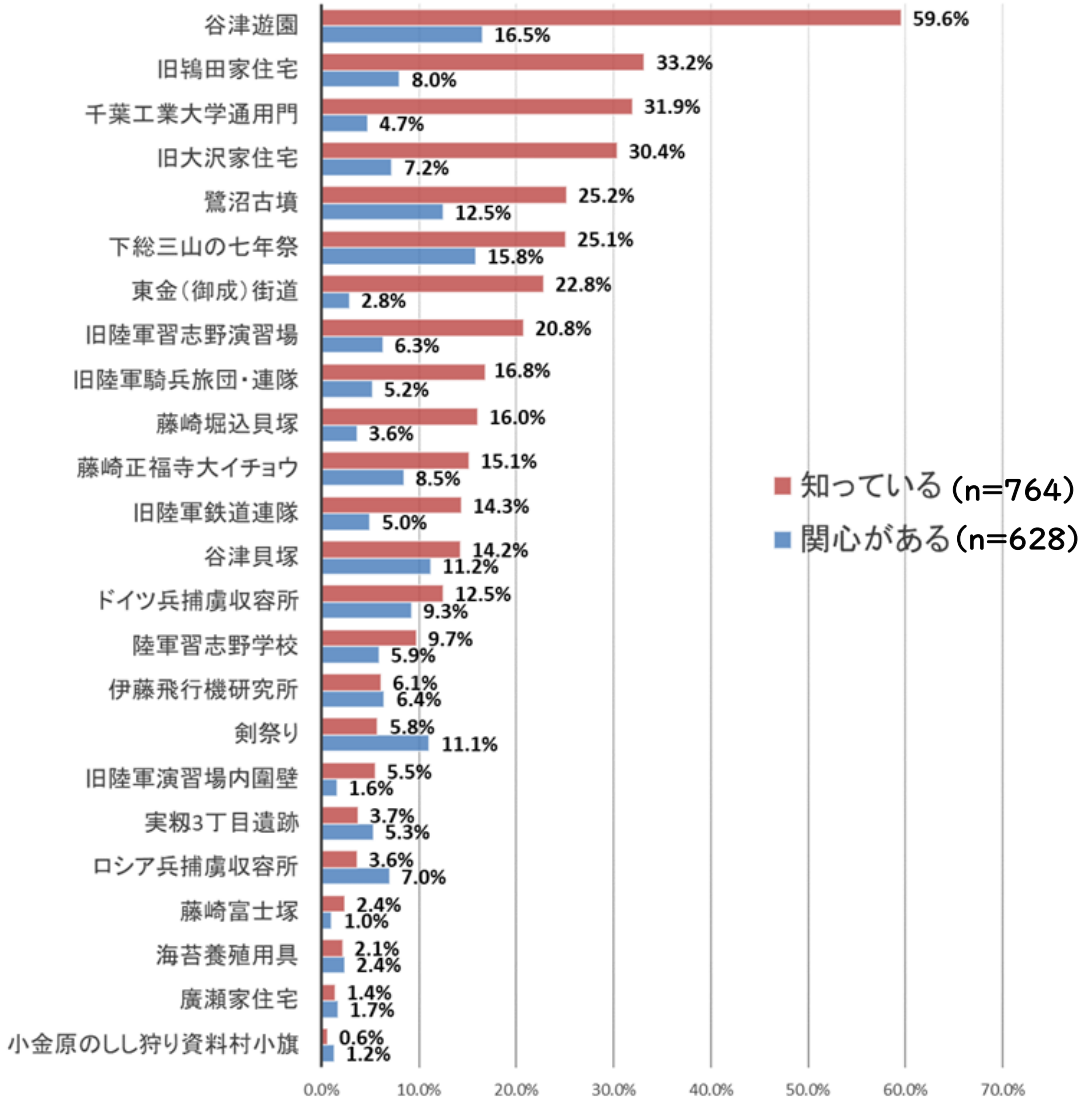
出典：文化・スポーツに関する市民アンケート（令和6年度）（n=799）

■文化財・歴史的な場所の認知度・関心度

文化財・歴史的な場所に対する認知度では、「谷津遊園」が約 60%と圧倒的に高く、「旧鴇田家住宅」、「千葉工業大学通用門」や「旧大沢家住宅」が30%台です。

関心度は、「下総三山の七年祭り」が約 15%ですが、「谷津遊園」、「鷺沼古墳」、「谷津貝塚」、「剣祭り」以外は 10%を切り、全般的に低調です。

【文化財・歴史的な場所の認知度・関心度】(複数回答)



出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

■今後力をいれたらよいと思う文化芸術の取り組み

今後力を入れたらよいと思う文化芸術の取り組みについては、「誰もが利用しやすいホールや劇場の整備」、「小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供」、「文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業」等が多くなっています。

今後力を入れた方が良い取組(複数回答)	件数(件)	構成比
誰もが利用しやすいホールや劇場の整備	419	**47.3%**
小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会の提供	363	**41.0%**
文化芸術活動へ気軽に参加・体験できる機会を定期的に行う事業	197	**22.2%**
未就学児を対象とした文化芸術事業	176	19.9%
文化芸術活動を紹介する情報発信	173	19.5%
地域の身近な場所で美術品や歴史的展示を鑑賞出来る取組	158	17.8%
文化財の保存・活用	120	13.5%
文化芸術活動を支援する人材の育成	116	13.1%
市民の文化芸術活動の発表や創作の場、及び文化芸術を通じた交流の場の提供	63	7.1%
その他(自由記入)	39	4.4%
		(n=886)

出典:文化・スポーツに関するアンケート(令和6年度)

(6) 前計画の評価指標及び実施状況結果概要

「第1次習志野市文化振興計画(令和3(2021)～7年 (2025)年度)」に設定した評価指標の達成度と、取り組み内容の実施状況を「文化に触れる」、「文化をつなぐ」、「文化を活かす」の方向性ごとに一覧化したものです。

<方向性Ⅰ> 文化に触れる～機会の提供～

【評価指標】 **1項目で達成**

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	84.8%	**85.2%**	86%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	23.5%	**26.1%**	25%

【取り組み内容の実施状況】15取り組み

	A+	A	B	C	D
R3(2021)	—	20.0%	73.3%	6.7%	—
R4(2022)	—	60.0%	40.0%	0.0%	—
R5(2023)	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6(2024)	0.0%	93.3%	6.7%	0.0%	0.0%

令和3～5年度は　3段階評価
A:実施予定事項が概ねできた(80～100%)　B:実施予定事項が一部できた(21～79%)
C:実施予定事項が全くできなかった(0～20%)
令和6年度は、　5段階評価
A+:(120%)当初の見込みを上回る成果が達成できた
A:(100%)実施予定事項が達成できた
B:(75%)実施予定事項が実施過程もしくはわずかに達成できない事項があった
C:(50%)実施予定の半分程度が達成できた
D:(25%以下)実施予定事項のほとんどが達成できなかった

評価指標であった「文化芸術活動をした市民の割合」は目標値を達成した一方で、「文化芸術を鑑賞した市民の割合」は目標値をわずかに下回りました。

また、実施状況においては市民文化祭、親子や高齢者が参加する講座やイベント、アウトリーチ事業等、集合を前提とする取り組みにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がBまたはCとなるものが見られました。

令和4年度以降は、徐々に社会活動が再開したことに伴い、これらの取り組みも復調傾向を見せています。令和5年度から6年度にかけては、ほとんどの事業が再びA評価を獲得しています。

特に、ICTを活用した資料閲覧やホームページの充実等、非接触型の取り組みは継続して高い評価を維持しています。

＜方向性Ⅱ＞文化をつなぐ　～継承と育成～

【評価指標】 **1項目で達成**

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	R6 実績	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	93.1%	**89.5%**	95%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	56.0%	**63.1%**	58%

※学校行事を除く主体的な鑑賞を対象とする

【取り組み内容の実施状況】　13取り組み

	A+	A	B	C	D
R3（2021）	—	53.8%	46.2%	0.0%	—
R4（2022）	—	92.3%	7.7%	0.0%	—
R5（2023）	—	100.0%	0.0%	0.0%	—
R6（2024）	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※評価記号 A+～D の表す達成度は＜方向性Ⅰ＞と同様。R6（2024）より5段階評価に変更。

評価指標であった「文化芸術活動をした小中高生の割合」は目標値を達成した一方で、「文化芸術を鑑賞した小中高生の割合」は達成できませんでした。コロナ禍によって奪われた、こどもたちの鑑賞・活動機会を提供することが必要です。

また、実施状況においては、こどもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充するとともに、伝統文化親子教室等世代間交流を通じた文化継承の取り組みについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がＢとなるものが見られましたが令和４年度以降は大半がＡ評価に回復しています。

＜方向性Ⅲ＞文化を活かす　～活用～

【評価指標】 **達成項目なし**

指標名	評価手法	策定時 R1 実績	実績	目標値
公民館での音楽会・コンサートの実施回数	実績値	13回	**16 回 （R6）**	18回
県指定文化財（旧大沢家・旧鴇田家住宅） 1日当たりの入館者数	実績値	61.1 人	**63人 （R4）**	70人

※県指定文化財（旧大沢家・旧鴇田家住宅）1日当たりの入館者数は、令和5・6年度に旧大沢家住宅茅葺屋根葺き替え工事による休館が多かったため、令和4年度にて評価。

【取り組み内容の実施状況】　19取り組み

	A+	A	B	C	D
R3（2021）	—	21.1%	52.6%	26.3%	—
R4（2022）	—	89.5%	10.5%	0.0%	—
R5（2023）	—	100.0%	0.0%	0.0%	–
R6（2024）	0.0%	89.5%	10.5%	0.00%	0.00%

※評価記号 A+～D の表す達成度は＜方向性Ⅰ＞と同様。R6（2024）より5段階評価に変更。

評価指標であった「公民館での音楽会・コンサートの実施回数」及び「県指定文化財（旧大沢家・旧鴇田家住宅）1日あたりの入館者数」はいずれも策定時の実績を上回りましたが、目標値は達成できませんでした。本市が育んできた質の高い音楽文化、文化財、公民館等の施設、そこで活動する人材等について、今後、より積極的な活用が必要となります。

「地域コンサート」の開催、地域人材による音楽活動は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため令和3年度は評価がやCとなるものが見られましたが、令和4年度から再びA評価が増加しています。令和5・6年度には、地元大学との連携、公民館を拠点とした地域イベントの活性化、市民カレッジ卒業生の活躍等、人的資源を活用した取り組みが徐々に成果を上げており、市民主体の文化活動が地域に根づき始めています。

第3章　将来像と方向性

1　将来像



文教住宅都市憲章の下、これまで先人たちが育んできた本市の文化を継承し、市民の誰もがどのような生活環境におかれても、人と人との交流をもちながら「一文化」に触れることができ、文化に親しむ中で創造力と感性を育み、心豊かに暮らせるまちづくりに取り組みます。第2次習志野市文化振興計画においても第1次計画を踏襲し、「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を将来像として掲げます。

2　方向性

将来像の実現に向けて、下記3つの方向性により、施策・事業に取り組みます。

【方向性1】　文化に触れる　～機会の提供～

市民の文化芸術を鑑賞・活動する割合は、年齢・仕事・生活環境等の条件によって差はありますが、全国平均と比べて、同等またはそれ以上であった前回調査と比較しても、同様または微増であり多くの市民が文化芸術を大切だと回答しています。

文化芸術に実際に触れる重要性は維持しながら置かれた環境に関わらず、誰もが文化に触れられるよう、ICT を活用した鑑賞機会の提供等環境づくりを進めます。市庁舎や公共施設等身近な場所で作品発表や、質の高い文化芸術の鑑賞の機会を提供し、（公財）習志野市文化スポーツ振興財団や習志野市芸術文化協会と連携しながらアウトリーチ事業の展開や文化芸術団体への支援を強化します。また、市民が気軽に文化芸術に触れられるよう、情報発信にも力を入れていきます。

【方向性2】　文化をつなぐ　～継承と育成～

文化は次代を担うこどもたちの豊かな情操を育て、多くの市民からもその機会の充実が期待されています。特にコロナ禍によって奪われたこどもたちの鑑賞・活動機会の提供に注力し、これまで文化を支えてきた人々から、次代を担うこどもたちに活動を継承し、世代間での交流を図ることで、本市が培ってきた文化をつないでいきます。

こどもや若い世代が文化芸術に実際に触れられるよう、文化系クラブへの活動支援や、本市の保育所やこども園等や公民館での乳幼児向けアートスタート事業等の企画・実施を行います。また、文化活動への支援や文化団体の世代間交流を促進し、生きがいにつながる環境を整備します。さらに、小中学校での管楽器講座の開催等、現役の大人・若者の高い技術が次世代のこどもたちの意欲を引き出す世代間の好循環を支援します。

習志野市芸術文化協会と連携し、伝統文化に地域で親しむ機会を設けると共に、伝統文化親子教室や講座を通じて若い世代の参画と担い手育成を図ります。

【方向性3】　文化を活かす　～活用～

文化財をはじめとする本市の文化を教育やまちづくり、観光、産業等他分野と連携させ地域の活性化に向けた活用につなげます。これらと共に、歴史資料展示室の開設や講座の実施を通じて文化財の価値を広く伝えます。

また、音楽のまち習志野を象徴する、ならしの学校音楽祭や地域コンサート、習志野第九演奏会等の支援を行います。

さらに本市文化の拠点でもある音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備の検討を進めます。

そして、公民館等教育施設を活用した市民の学びや文化事業を強化し、（仮称）新総合教育センターの再設備においては公民館・図書館等複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げ、地域を担う人材の育成とにぎわいづくりに取り組みます。

第4章 施策と取り組み

【将来像】	【方向性】	【施策】	【小施策】	【取り組み内容】
【本計画の将来像】 誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち	【方向性1】文化に触れる～機会の提供	施策1 誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供	(1)誰もが文化芸術活動に親しむことができる場・環境づくり	1.土日・祝日等の講座等の実施 2.利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 3.高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実 4.図書館資料の充実
			(2)多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進	5.市民文化祭の実施 6.多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供
			(3)保育付きや親子で参加できる講座の充実	7.保育付きの講座やイベントの充実 8.親子で参加可能な講座やイベントの充実
			(4)障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験できる機会の提供	9.障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 10.多文化交流ができる機会の充実
		施策2 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供	(1)幅広い鑑賞機会の充実	11.市民ホールの音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供 12.アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援
			(2)誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供	13.ICTを利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 14.文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知
		施策3 文化に関する情報の収集と提供	(1)市ホームページ・SNS等を活用した情報提供	15.文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信
	【方向性2】文化をつなぐ～継承と育成	施策1 こどもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり	(1)未就学のこどもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供	16.公民館等でのアートスタートの実施 17.親子で本に親しむ機会の提供 18.伝統文化に触れる行事等の実施
			(2)教育における文化芸術活動の推進	19.文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 20.学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 21.伝統文化に触れる行事等の実施(再掲No.18)
		施策2 文化を次世代につなげる環境の整備	(1)文化の世代間交流の場の提供	22.伝統文化親子教室の開催支援 23.文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援 24.文化芸術団体と小中学生の交流の場づくり
			(2)文化財の保存の推進	25.文化財の収集・保存の充実 26.埋蔵文化財調査の充実
		施策3 伝統文化を担うこどもや若手の育成	(1)伝統文化を担うこども・若者の育成	27.伝統文化親子教室の開催支援(再掲No.22) 28.伝統芸能及び地域の行事・慣習への理解を深める機会の提供
	【方向性3】文化を活かす～活用	施策1 音楽のまち習志野の推進	(1)音楽のまちを支える学校・団体の活動や交流支援	29.学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実(再掲No.20) 30.コンクール優秀団体の発表の場と鑑賞機会の提供 31.身近なところでこどもたちが目標を持つことができる環境の維持
			(2)音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり	32.地域の人材を活かした音楽会の実施
			(3)音楽のまちを象徴する新ホールの検討	33.音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討
		施策2 文化的資源の活用	(1)文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり	34.学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 35.親しみやすい市の歴史の発信【新規】 36.文化的資源の展示や活用 37.歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】
			(2)文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり	38.特産品開発等の産業への文化の活用 39.文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知(再掲No.14)
		施策3 公民館活動等を通したまちづくり	(1)交流を促す文化活動の活性化	40.交流を通じた発表の場づくり 41.展示スペースの提供 42.プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催【新規】 43.複合施設連携による学びと地域交流の場づくり【新規】
			(2)大学等と連携した公民館活動	44.地元大学等と連携した公民館事業の実施 45.学生の公民館活動への参加機会の提供
			(3)社会教育を通した地域の魅力の発信	46.まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 47.地域を活性化させるイベントやまつりの実施
			(4)地域を担う人材の育成	48.プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援【新規】 49.市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり

【方向性１】 文化に触れる ～機会の提供～

文化芸術に触れる機会の拡充を図るため、年齢、障がいの有無、国籍、仕事や子育て等といった要因にとらわれず、誰もが文化芸術に親しむことができる機会の創出に努めます。また市民ホールを中心に公共施設等を活用し、市民が幅広い文化芸術に触れる機会づくりに取り組みます。

さらに、こうした文化芸術に触れる機会等の情報について、広報や市ホームページ等を活用し、市民に伝わりやすい取り組みを進めます。

また、若者を中心に、SNS等を通じ、写真、イラスト、小説等を投稿して自己表現をすることや、デジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れることが日常化していることから、これらの活動も文化芸術活動としてとらえ、ICT を活用した鑑賞機会の拡充に取り組みます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した市民の割合	アンケート調査	85.2%（令和6年度）	89.2%
文化芸術活動をした市民の割合	アンケート調査	26.1%（令和6年度）	30.1%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に実際に体験した鑑賞や活動のみを対象としています。

※今後は、本指標とは別にデジタルの媒体で音楽や動画等の文化芸術に触れた機会の状況についても把握します。

【施策１】 誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会の提供

本市は、文化芸術を鑑賞する市民の割合は高いものの、文化芸術活動に取り組む市民の割合は低くなっています。年齢や生活環境などの対象別、また地域の特性別の取り組みを強化することで、誰もが文化に触れ合い、創出し合う機会を提供します。

【小施策（1）】 誰もが文化芸術活動に親しむことができる場・環境づくり

仕事や子育てで忙しい市民も含めて広く市民が、文化芸術活動がしやすいよう、土日や祝日等を利用した講座・行事の実施や、施設を利用しやすいよう管理・運営の方法を検討します。

さらに、高齢者にとって身近な場所で文化芸術に親しみ、活動に取り組めるようにします。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
1	土日・祝日等の講座等の実施 	公民館・図書館において、広く市民が参加しやすいよう、土日・祝日等を利用して、講座や行事を実施します。	公民館 図書館
2	利便性向上を目指した公民館の管理・運営方法の検討 	多くの利用者において使いやすい施設の管理・運営方法を検討します。	公民館
3	高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ機会の充実 	公民館や福祉施設で行う高齢者を対象とする事業や講座の中に、文化芸術の内容をさらに取り入れ、身近な場所で文化芸術に親しめる環境づくりをします。	公民館 高齢者支援課
4	図書館資料の充実 	読書に親しむため、市民ニーズに基づいた資料整備をします。	図書館

【小施策（2）】多様な発表機会を創出し新たな交流を促す事業の推進

本市では公民館を中心に、地域の文化活動が盛んに取り組まれてきました。これをさらに推進していくため、公共施設の他、公用施設においても市民文化祭の会場としての活用に取り組みます。

また、文化施設や社会教育施設以外での発表機会の提供を進めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所 管
5	市民文化祭の実施 ★全体	本市で活動する文化芸術団体や公民館・コミュニティセンターのサークルの活動成果を発表する市民文化祭を開催します。	社会教育課 公民館 協働政策課
6	多様な施設を活用した発表機会及び文化体験の場の提供 ★全体	市庁舎・自治振興施設、体育館等の多様な施設で発表や文化を体験する機会をつくります。	社会教育課 協働政策課 障がい福祉課



習志野市芸術文化協会市民文化祭（市庁舎開催）





（公財）習志野市文化スポーツ振興財団主催事業　カルチャー＆スポーツ

【小施策（3）】保育付きや親子で参加できる講座の充実

子育て中の家族が気兼ねすることなく文化芸術に触れる機会を充実させるためには、保育付きや親子で参加できる講座等の充実が不可欠です。保育付きの講座を行うことで、親がこどもを預けて自分の時間を持つことができ、参加へのハードルを低くすることができます。また、親子でイベント等に参加することで感動を共有し、絆を深める効果も期待できます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
7	保育付きの講座やイベントの充実 ★全体	子育て中の家族が参加しやすいよう、保育サービスのある講座を実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課
8	親子で参加可能な講座やイベントの充実 ★全体	親子で参加して楽しめる内容の講座やイベントを実施します。	公民館 子育てサービス課 こども保育課



子育てママのクッキング



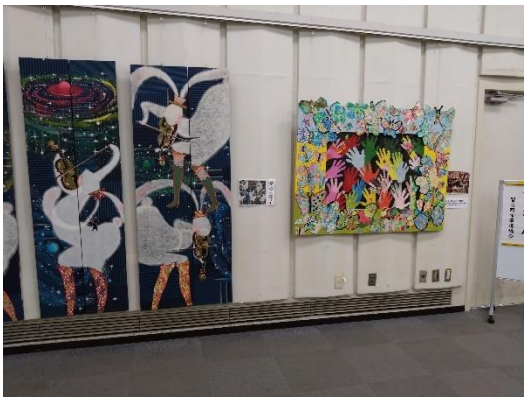
親子チャレンジ（房総太巻き寿司作り）

【小施策（4）】障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動を発表・体験できる機会の提供

障がいの有無や国籍に関係なく共に文化芸術活動に触れる機会を充実させ、互いの表現を認め合い、理解と交流を深める文化的な環境づくりを推進します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
9	障がいのある人もない人も誰もが制作した作品や、演奏等を発表・体験できる場の提供 ★全体	「福祉ふれあいまつり」「花の実園さくらまつり」等において、障がい者による舞台発表を行う他、理解と交流を深めるため障がいの有無に関係なく作品を共に展示する展覧会等を開催します。	健康福祉政策課 障がい福祉課 社会教育課 公民館
10	多文化交流ができる機会の充実 ★全体	外国人と日本人が、交流を通じて相互の文化を理解し体験できる取り組みを行う習志野市国際交流協会を支援します。	協働政策課



習志野市芸術文化協会芸術祭
（特非）希望の虹レインボー学園
ちぎり絵作品展示



青少年訪問団（タスカルーサ市）
旧鴇田家住宅庭園でのお囃子鑑賞

【施策2】 身近な場所での質の高い文化芸術鑑賞機会の提供

市民にとって身近な場所で、幅広い文化芸術を鑑賞する機会を提供することが大切です。これまでこのような役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館している中、市民ホール等での事業を一層強化すると共に、市庁舎等多様な施設の利用やインターネット等を活用した鑑賞の機会づくりにも取り組みます。

【小施策(1)】幅広い鑑賞機会の充実

プラッツ習志野にある市民ホールは、市民による自主的な文化・芸術活動の発表の場として活用される一方で、優れた音響環境により本格的な演奏会の開催にも十分対応できる仕様となっているため、プロ・アマを問わず幅広い利用が可能です。今後も、ホールの機能を活かしながら、市民が身近なホールで文化に親しむことができるように努めます。

また、昭和 53 (1978) 年の開館より 40 年以上にわたり本市の文化の拠点として、重要な役割を担ってきた習志野文化ホールが長期休館となったことから、再整備までの間、アウトリーチ事業の展開等新たなアプローチにより、これまでホールに足を運ぶことにためらいを感じていた市民も含め、文化に触れるきっかけを積極的に作っていくことが必要です。

市民に対して幅広い文化芸術を鑑賞する機会の一層の充実に努めます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
11	市民ホールの音響や照明設備を生かした文化芸術の鑑賞機会の提供 	市民ホールの自主事業やホールを利用した講座等で、音楽やその他様々な文化芸術を市民が鑑賞する機会を提供します。	社会教育課 公民館
12	アウトリーチ事業による身近な場所での鑑賞機会の提供支援 	(公財) 習志野市文化スポーツ振興財団が、演奏家等をスポーツ施設や地域のイベント等へ派遣することにより、市民が質の高い音楽を鑑賞できる事業を支援します。	社会教育課



(公財) 習志野市文化スポーツ振興財団
ファミリーコンサート



(公財) 習志野市文化スポーツ振興財団
月待コンサート

【小施策（2）】誰もが自由にアクセスできる文化体験の提供

施設等を訪れて文化芸術を鑑賞することが難しい方等もインターネット等デジタル技術の活用を徹底的に進め、気軽に文化芸術を鑑賞できる機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
13	ICT※1を利用した電子書籍・文化資料や芸術作品の鑑賞機会の提供 全体	本市が所蔵する資料や作品を、ICT を活用してインターネット上で鑑賞できる環境を整備すると共に、電子書籍の充実を図ります。	社会教育課 図書館
14	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知 芸術 生活文化 文化財	本市が所蔵する屋外彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課

【施策3】 文化に関する情報の収集と提供

文化の鑑賞・活動に関する情報について、市民に発信していくことが大切です。このため、市ホームページ等を活用し、これまで以上に充実した情報の発信に努めます。

【小施策（1）】市ホームページ・SNS等を活用した情報提供

文化に関わる市ホームページの充実を図ると共に、これまで様々なページに分散していた文化に関連する情報を一元化するとともにSNS等を活用した情報発信を行うことにより、容易に情報が入手できる環境を整備します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
15	文化関連のホームページの充実と情報の一元化やSNSを利用した情報発信 全体	文化に関わるホームページを充実すると共に、これまで分散していた文化に関連する情報を一元化したページを管理します。また、LINE等を利用し情報発信します。	社会教育課

※1 「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

【方向性2】 文化をつなぐ ～継承と育成～

本市で先人たちが受け継いできた文化が停滞しないよう、次世代のこどもや若者に継承し、担い手を育成していくことが大切です。このため、こどもや若者が文化芸術に触れる機会を拡充すると共に、世代間交流を通じて文化の継承に取り組みます。また、こどもや若者が文化を学び、体験する機会づくりに取り組みます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
文化芸術を鑑賞した小中高生の割合	アンケート調査	89.5% （令和６年度）	93%
文化芸術活動をした小中高生の割合	アンケート調査	63.1% （令和６年度）	67%

※本指標は、過去の調査結果との比較が必要なことから、これまでのアンケート調査の設問と同様に学校行事を除き、実際に鑑賞や活動した体験のみを対象としています。
※今後は、本指標とは別に学校行事やデジタルの媒体での鑑賞や活動の状況についても把握します。

【施策１】 こどもや若い世代が文化と出会うきっかけづくり

こどもや若い世代へ文化を継承し、将来に向けて育むため、未就学のこどもたちへの文化芸術の取り組みを拡充すると共に、学校教育における文化芸術に触れられる機会の充実に取り組みます。

【小施策（１）】未就学のこどもたちが文化芸術によって感性を育む機会の提供

未就学のこどもたちの豊かな感性と創造性を育むため、こどもたちが文化芸術に触れるアートスタートを実施すると共に、絵本に触れるブックスタート事業等親子で本に親しむ機会を提供します。

また、日本の伝統文化が身近に感じられる行事や給食等での行事食を実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
16	公民館等でのアートスタートの実施 	公民館で開催される講座・イベントにおいて、乳幼児が絵や工作等の表現活動をするアートスタートを実施します。	公民館
17	親子で本に親しむ機会の提供 	こどもが生まれた家庭への誕生記念図書館カードの配布、絵本を贈呈するブックスタート事業等、親子で本に親しむ機会を提供します。	子育てサービス課 図書館
18	伝統文化に触れる行事等の実施 	伝統文化を感じられる行事を実施します。	こども園 幼稚園 保育所 こども保育課



ひな祭り



節分

【小施策（2）】教育における文化芸術活動の推進

こどもや若い世代が文化芸術に触れるためには、社会教育においてだけでなく学校教育においても取り組みを強化していくことが大切です。このため、小学校・中学校・高等学校・公民館等において、文化芸術鑑賞や体験、発表等の機会を提供すると共に、ICT を利活用した手法も検討しながら、学校行事や部活動における文化芸術の取り組みへの支援を行います。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
19	文化芸術鑑賞・制作・発表等の機会の提供 	小・中学校において、音楽を鑑賞する機会を提供します。また、総合教育展や文集の発行、デジタルを活用した発信等文化芸術を鑑賞・制作・発表できる機会を提供します。	社会教育課 指導課
20	学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実 	小中学校音楽会やならしの学校音楽祭等、学校行事や部活動で音楽を発表する機会を設けると共に、習志野高等学校吹奏楽部が小中学生に演奏指導を行う取り組みを支援し、次世代の音楽人材の育成につなげていきます。	指導課
21	伝統文化に触れる行事等の実施（再掲） 	伝統文化を感じられる行事を実施します。	指導課 保健体育安全課 公民館



どんど焼き



ならしの”こども美術館”

【施策2】 文化を次世代につなげる環境の整備

本市の文化を次世代に継承していくため、大人とこどもが交流する機会の拡充に取り組みます。

【小施策（1）】文化の世代間交流の場の提供

世代間交流により次世代へ文化を継承するため、伝統文化親子教室の取り組みを強化すると共に、習志野市芸術文化協会の発表や展覧会等へ小中高生が参加できる環境づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
22	伝統文化親子教室の開催支援	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業伝統文化親子教室を実施する団体に対し、申請や実施に係る支援をします。	社会教育課
23	文化芸術団体の発表・展示の場への小中高生の参加環境支援	文化芸術団体が行う市展や市民文化祭に小中高生が参加や出品することを推進し、世代を超えた交流ができるように支援します。	社会教育課 公民館
24	文化芸術団体と小中学生の交流の場づくり	習志野第九演奏会の公開リハーサル見学を行い、本市で培われてきた文化を共有する交流を支援します。	社会教育課

【小施策（2）】文化財の保存の推進

本市の歴史に培われてきた文化財等の把握及び調査に努め、その保存を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
25	文化財の収集・保存の充実	文化財の調査・収集・保存の充実に努めます。文化財指定を目指した調査・検討を進めます。	社会教育課
26	埋蔵文化財調査の充実	埋蔵文化財調査を充実させ、埋蔵文化財の保護に努めます。	社会教育課

【施策3】 伝統文化を担うこども・若手の育成

本市の生活文化や伝統文化に携わる人材を育てていくため、こども・若者が文化を学び、体験する機会をつくります。

【小施策（1）】伝統文化を担うこども・若者の育成

これからの本市の文化を担うこどもや若者を育てるため、引き続き伝統文化親子教室の支援に取り組むと共に、伝統芸能の体験をはじめ、地域の行事や慣習への理解を深める機会を創出します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
27	伝統文化親子教室の開催支援（再掲）	伝統文化を親子が楽しんで学ぶため、文化庁事業伝統文化親子教室を実施する団体を支援します。	社会教育課
28	伝統芸能体験及び地域の行事・慣習への理解を深める機会の提供	伝統芸能や地域行事・慣習について、こどもや若者が体験したり、理解を深める機会を提供します。	公民館 指導課



和太鼓 in ならしの



伝統文化親子教室　開催支援
（市民文化祭での親子や子どもの作品展示）

【方向性3】 文化を活かす ～活用～

市民が育んできた本市の文化について、教育やまちづくり、観光、産業等他分野と連携させていきます。特に文化財をはじめ、本市で特徴のある音楽文化や公民館活動等について、地域の活性化に向けた文化の活用の取り組みを進めます。

【評価指標】

指標名	評価手法	現状	目標値
公民館主催講座の受講者数	実績値	42,630 人 （令和6年度）	44,900 人
県指定・市指定・国登録文化財の数	実績値	21件 （令和6年度）	22件

【施策1】 音楽のまち習志野の推進

本市は、長年にわたって学校や地域で音楽活動が盛んに行われてきた経緯から、次第に音楽のまち習志野としての特色が根付いてきました。この強みを今後さらに活かしていくためにも、本市の音楽文化を支える学校や団体の取り組みを引き続き支援していくことが重要です。

【小施策（1）】音楽のまちを支える学校・団体の活動や交流支援

本市は小中高校が全国レベルでの音楽コンクールで優秀な成績を収める一方で、地域の音楽団体も活発に活動しており、こうした学校や団体を支援しながら、こどもたちが質の高い演奏に触れて刺激や感銘を受けられる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



小中学校管楽器講座

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
29	学校行事や部活動における音楽を発表する機会の充実（再掲） 芸術	「小中学校音楽会」やならしの学校音楽祭等、学校行事や部活動で音楽を発表する機会を設けると共に、習志野高等学校吹奏楽部が小中学生に演奏指導を行う取り組みを支援し、次世代の音楽人材の育成につなげていきます。	指導課
30	コンクール優秀団体の発表の場と鑑賞機会の提供 芸術	コンクールにおいて優秀な成績を収めた団体の演奏の発表の場としてならしの学校音楽祭を実施し、鑑賞機会を提供します。	指導課
31	身近なところでこどもたちが目標を持つことができる環境の維持 芸術	習志野市小・中学校管楽器講座への参加やならしの学校音楽祭への出場を目指したり、習志野第九演奏会のリハーサル見学の機会等をとおして刺激や感銘を受け、身近なところでこどもたちが目標を持つことができる環境をつくります。	指導課

【小施策（2）】音楽に親しみ人と人との交流を図る環境づくり

地域でのコンサート開催等を通じて、身近な場所で音楽を楽しみ交流が図れる機会づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概 要	所管
32	地域の人材を活かした音楽会の実施 芸術	学習圏会議※2や地域と共に連携したコンサートを実施します。また、演奏や歌の技術に長けた人材が豊富である音楽のまちの強みを活かし本市にゆかりがある音楽家等によるコンサートを実施します。	社会教育課 公民館



バラの街♪音楽会

【小施策（3）】音楽のまちを象徴する新ホールの検討

多くの市民に親しまれてきた習志野文化ホールは、本市の音楽文化の中心的な拠点として、その発展に大きく寄与してきました。新たなホールにおいても音の響きを重視すると共に、幅広い創造的な文化芸術活動を支える場となるよう、再整備の検討を進めていきます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
33	音の響きを重視した、音楽をはじめとする多様な文化芸術を支える誰もが利用しやすいホールの再整備検討 芸術 メディア芸術 伝統芸能 芸能 生活文化 地域における文化芸術	音の響きを大事にし、幅広い利用に対応できる誰もが利用しやすいホールとなるよう再整備を検討します。	総合政策課 社会教育課

※2 生涯学習によるまちづくりをめざし、地域の特色を活かした生涯学習を推進し実践するため、平成4年から平成6年の間に市内各公民館を拠点に設置された。構成員に制限はなく、各々特徴的なコンサートや行事等を実施している。これまでの主な活動成果として「習志野かるた」制作や、学校や町会等と協力実施する地域コンサートがある。

【施策2】 文化的資源の活用

本市には、文化財や美術品、民俗行事をはじめとする将来にわたって伝えていくべき文化的な資源があります。このような資源の認知度や関心度を高め、幅広い市民が地域に親しみを感じ、関心を深めることが大切です。また、教育や産業等と連携した活用にも取り組みます。

【小施策（1）】文化財等文化的な資源に親しみ学べる環境づくり

文化財等文化的な資源の存在が広く知られ、関心を持たれるよう、教育に活用したり、身近な場所での展示やインターネット等による情報発信の充実を図ります。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
34	学校教育及び社会教育における文化的な資源の活用 	学校教育・社会教育等の場で文化財等文化的な資源を学ぶ機会の充実を図ります。	指導課 社会教育課 公民館 図書館
35	親しみやすい市の歴史の発信【新規】 	市民が手に取りやすく読みやすい習志野市史関連書籍の充実・周知、インターネットでの発信、説明板の更新等市民が習志野市の歴史に愛着や興味を持つような取り組みを推進します。	社会教育課
36	文化的資源の展示や活用 	文化財、芸術作品等本市の文化的資源を周知するため、公民館等での展示・公開や、旧大沢家住宅・旧鴇田家住宅を活用したイベント等を実施します。	社会教育課 公民館
37	歴史資料展示室の開設及び文化財活用・調査・保存の促進【新規】 	歴史資料展示室を開設し、保存展示だけでなく、文化財の見学会や歴史資料に関する講座等を実施します。 また、老朽化が進む「埋蔵文化財調査室」の移転及び文化財の計画的な補修並びに新たな収蔵場所を検討します。	社会教育課



旧鴇田家住宅お月見の会



歴史資料展示

【小施策（2）】文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり

本市の文化を他分野と連携し、地域の活性化につなげるため、特産品開発等の産業分野への展開を進めていきます。これにより、地域文化を体現する製品として広く発信し、観光や産業の活性化を図ります。また、市内にある彫刻等を紹介するガイドマップを配布・発信し、まち歩きを推奨します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
38	特産品開発等の産業への文化の活用 全体	習志野市の文化を「ふるさと産品」等特産品開発等の産業に活用します。	産業振興課
39	文化を楽しむまち歩きができるガイドマップの配布・周知（再掲） 芸術 生活文化 文化財	本市が所蔵する彫刻等について、まち歩きをしながら楽しめるガイドマップを作成・配布します。	社会教育課 産業振興課



習志野ドイツフェア＆フードフェス



習志野市歴史・文化財マップ

【施策3】 公民館活動等を通したまちづくり

公民館は本市の地域文化の担い手のひとつとして市民のまちづくりを後押ししてきました。地域文化を継承・発展させていくため、地域の魅力や課題を皆で発掘し、まつりやイベント等につなげ広く共有すると共に、大学等との連携を通じて、活動の活性化に取り組みます。また、今後の地域を担う人材が活躍できる環境づくりにも取り組みます。

【小施策（1）】交流を促す文化活動の活性化

文化活動を活性化させるためには、市民や文化団体等が交流し、相互に作品・発表等を鑑賞し合い、作品・発表の機会を創出することが大切です。このため、市民に身近な公民館等公共施設において、交流の場づくりに取り組みます。

また、（仮称）新総合教育センターの再整備において、公民館・図書館等を機能統合して複合施設を開設し、人と人とがつながる学びの交流基地として文化活動を支援します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概要	所管
40	交流を通じた発表の場づくり ★全体	サークルや文化団体の交流を促し、相互に刺激をし合える、作品や音楽等の発表の機会をつくります。	公民館
41	展示スペースの提供 ★全体	各公民館等で市民や文化団体が作品等を展示できるスペースを提供し、市民間の交流を促します。	公民館 協働政策課
42	プラッツ習志野における市民作家の作品販売・交流イベントの開催【新規】 ★全体	「ならしのクリエイターズエキスポ」「ハンドメイド・マーケット」等市民作家が展示販売と共に市民と交流し、活動の輪を広げることのできるイベントを開催します。	社会教育課
43	複合施設連携による学びと地域交流の場づくり【新規】 ★全体	（仮称）新総合教育センターの再整備において公民館・図書館等の機能統合による複合施設の開設により多様な人が出会い学び合う機会を広げます。	公民館 図書館 協働政策課 総合教育センター



サークルふれあいまつり



交流を促す展示

【小施策（2）】大学等と連携した公民館活動

公民館では、文化活動の担い手の減少が課題となっています。このため、青年講座等での地元大学や高校との連携を通じて、若者が公民館活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概　要	所管
44	地元大学等と連携した公民館事業の実施 ★全体	青年講座等において地元の大学や高校と連携しながら、公民館事業に取り組みます。	公民館
45	学生の公民館活動への参加機会の提供 ★全体	本市に在住・通学する学生が公民館活動に参加しやすい内容を取り入れ、大学等へ周知を図っていきます。	公民館



ユースリーダー講座



ならしのリーダーズ

【小施策（3）】社会教育を通した地域の魅力の発信

地域特有の文化を生かすには、地域の魅力や課題を発掘し、これらを広く共有していくことが大切です。このため、まちづくりや地域活動について話し合う場の提供に取り組むと共に、地域を活性化させるまつりやイベントを実施します。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概　要	所管
46	まちづくりや地域の魅力について話し合う場の提供 ★全体	公民館の学習圏会議やプラッツ習志野の「フューチャーセンターならしの」において、まちづくりや地域の魅力と地域課題について話し合う機会をつくります。	公民館 社会教育課 （プラッツ習志野）
47	地域を活性化させるイベントやまつりの実施 ★全体	公民館で行うまつりやイベントを地域と連携して開催し、交流の輪を作り、地域の活性化につなげます。	公民館

地域のいまを知り交流やアイデアを出す場
シン・ならしのスタディーズ
（プラッツ習志野フューチャーセンター）



きくたこどもまつり

【小施策（4）】地域を担う人材の育成

これからの地域を担う人材を育むことは重要な課題です。このため、プラッツ習志野を多様な世代・分野の人材が交流・協働する拠点とし、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。また、市民カレッジで地域を学んだ市民をはじめ、誰もが地域で活躍できる仕組みづくりに取り組みます。

【取り組み内容】

No.	取り組み名	概　要	所管
48	プラッツ習志野フューチャーセンターにおける市民活動支援【新規】 ★全体	市民活動の導入促進・活動補助として、講座や発表会・相談会のステップから活動の初動段階を応援するイベント「一歩目フェスティバル」「ならしのクリエイターエキスポ」等を開催し、市民が活動を行うきっかけを支援します。また、市民作家の作品の展示販売である「ヒトコマ雑貨市」の開催等フューチャーセンターが登録管理・運営する「クリエイターズクラブ」の活動を支援し、一人ひとりが持つ知識・技能・経験を生かし、参画できる機会を創出します。	社会教育課 公民館
49	市民カレッジ卒業生が活躍できる仕組みづくり ★全体	「市民カレッジ OB ボランティア」等卒業生が、地域で活躍できる仕組みをつくります。	社会教育課



ならしのクリエイターズエキスポ



ボランティア活動とは（車椅子体験）

第5章　推進に向けて

1　関係各課等との調整

文化振興にあたっては、関連各部署との密な連絡・調整を行い、すべての施策・事業に文化的視点を融合させつつ実施します。これにより、全庁横断的な推進体制を確立し、計画的かつ統合的な文化振興を図ります。

また、文化事業の実施にあたっては、習志野市芸術文化協会や（公財）習志野市文化スポーツ振興財団と連携を密にして課題や問題点を共有し解決するとともに、広い視野をもって取り組みます。

その他にも文化的な情報収集に努め、計画を推進します。

さらに現状を把握しながら状況に即した対応をし、取り組み項目については適宜、追加・修正を行う等必要に応じた見直しを行います。

2　評価の方法

評価指標を設定し、実績を取りまとめ、社会教育委員会議をはじめ、各関係審議会に状況を報告します。各審議会の専門的見地からの意見等を受けて、また、社会情勢の変化と照らし合わせ、その都度将来に向けた課題を把握し、計画内容の修正や評価指標の見直し等を実施し、更なる文化振興を図ります。

参考資料

１ 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻

２ 習志野市文化振興計画について諮問・答申

社会教育法（抄）【第四章】

習志野市社会教育委員の設置に関する条例

習志野市社会教育委員

３ 習志野市文教住宅都市憲章
文化芸術基本法
千葉県文化芸術の振興に関する条例

４ 習志野市組織図（本計画に主に関わる部署・業務のみ）

Ⅰ 習志野市文化施設等・指定文化財等・屋外彫刻

(2) 指定文化財等

① 千葉県指定文化財









名称	小金原のしし狩り資料 村小旗（有形文化財）	旧大沢家住宅（有形文化財）	旧鴇田家住宅 附 大工手間（てま）日記・大工出面書留板（でづらかきとめいた）・襖引手裏板（ふすまひきてうらいた）（有形文化財）	下総三山の七年祭り（無形民俗文化財）
指定年月日	昭和42年3月7日	昭和50年12月12日	平成17年3月29日	平成16年3月30日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	藤崎 1-14-43 藤崎森林公園内	実籾 2-24-1 実籾本郷公園内 附は鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	千葉市、船橋市、習志野市及び八千代市



名称	藤崎堀込貝塚（史跡）
指定年月日	昭和42年3月7日
所在地 伝承地	藤崎 1-13

② 習志野市指定文化財






名称	実籾３丁目遺跡 出土土器 （有形文化財）	谷津貝塚出土 墨書（ぼくしょ） 土器 （有形文化財）	谷津貝塚出土 瓦塔（がとう） （有形文化財）	谷津貝塚出土 銭貨（せんか） （有形文化財）
指定 年月日	平成26年４月２日	平成27年11月９日	平成27年11月９日	平成27年11月９日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内






名称	谷津貝塚出土 金属製品 （有形文化財）	ドイツ捕虜関係 資料 （有形文化財）	海苔養殖用具他 一括 （民俗文化財）	藤崎冨士講社の 富士塚
指定 年月日	平成27年11月９日	令和元年９月３日	昭和51年７月16日	令和5年3月1日
所在地 伝承地	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	鷺沼 2-1-1 習志野市庁舎内	谷津 2-16-32 向山小学校内	藤崎１丁目176 藤崎堀込貝塚内




名称	鷺沼古墳 Ｂ号墳箱式石棺 （史跡）	藤崎正福寺大イチョウ （天然記念物）
指定 年月日	昭和51年７月16日	昭和51年７月16日
所在地 伝承地	鷺沼 1-9 鷺沼城址公園内	藤崎 1-8 子安観音堂脇

③ 国登録文化財









名称	千葉工業大学 通用門（旧鉄道 第二連隊表門） （有形文化財）	旧陸軍演習場内 圍壁 （有形文化財）	廣瀬家住宅 （主屋・蔵・倉庫・ 井戸上屋） （有形文化財）
登録 年月日	平成10年9月2日	平成14年2月14日	平成15年7月1日
所在地 伝承地	津田沼 2-17-1 千葉工業大学	東習志野４丁目	津田沼６丁目

④ 国認定 文化財の保存技術保持者



選定保存 技術の 名称	表具用刷毛製作
保持者	田中 重己
認定 年月日	平成22年9月6日





誰もが文化に親しみ、
心豊かに暮らせるまち



